

IFRS実務トピックニュースレター ～銀行業～

IFRS第15号の銀行に対する潜在的影響



2014年5月、IASBとFASBは新しい収益認識についての単一の基準書を公表した。この基準書は、米国会計基準(U.S. GAAP)と国際財務報告基準(IFRS)における現行の収益認識に関する詳細なガイダンスのほとんどを置き換えるものである。新たな要求事項は、様々な企業に様々な影響を及ぼすものである。本稿¹では、銀行業の関係者が特に興味を持つと考えられる主要な影響に着目して解説している。

現在のところ、IFRSに基づく銀行の財務報告の焦点は、最近公表されたIFRS第9号「金融商品」に向けられているが、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」も、この基準書が収益認識の時期及び金額に潜在的に影響を与える可能性があることから、銀行の財務情報に影響を与える可能性が高い。

IFRS第15号は、銀行に関連する一部の領域に関する現行のガイダンスよりも規範的であり、また、新しい規定(例:変動対価及び契約獲得費用の資産化の会計処理)を導入している。そのため、銀行は現行の会計方針を修正しなければならない可能性がある。

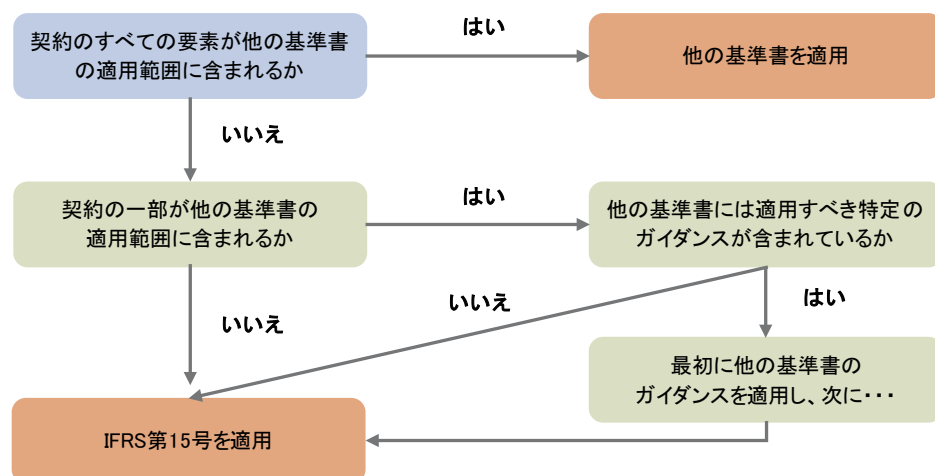
IFRS第15号は2017年1月まで強制適用されないが、銀行はその影響の評価を先延ばしにすることはできない。新たな見積りや重要な判断が必要とされるため、特定の領域においてはガイダンスの適用は複雑になる。さらに、新たな定性的及び定量的な開示の要求事項は幅広く、必要な情報を収集するためにシステムやプロセスの変更が必要となる可能性がある。

直ちに決定しなくてはならない1つの重要な事項は、新しい基準書への移行方法である。銀行は移行における複数の選択肢(全面遡及適用、部分遡及適用(3つの実務上の簡便法がある)、及び比較情報の修正再表示をせずに累積的な影響を反映する方法)について検討する必要がある。

¹ KPMG ISGより公表しているThe Bank Statement Q3 2014 NEWSLETTER(外部サイト参照)の記事“IFRS 15: Potential Impacts on Banks”をベースにしています。

IFRS第15号の適用範囲に含まれる収益であるか？

IFRS第15号は、銀行が一般的に得ている様々な収益に対して適用され、その多くは損益計算書上で、報酬及び手数料またはその他の収益として表示される。ただし、IFRS第15号の適用対象から除外される契約（例：リース契約、IFRS第9号の適用範囲に含まれる金融商品）もあり、特定の契約については部分的にIFRS第15号及び他の基準書の適用範囲に含まれる可能性がある。下図は、特定の契約についてIFRS第15号を適用するか否かを決定する方法を表している。



銀行が他の基準書に基づいて取引の一部を会計処理する場合には、IFRS第15号の適用範囲に含まれることになる対価が僅少な金額でしかないという可能性がある。IFRS第15号に基づき会計処理される残余金額は、いくつかの場合においてゼロとなる可能性がある。例えば銀行は、顧客から預金を受け入れ、追加の手数料なしで資金管理サービスを提供するという契約を締結する場合がある。預金は金融商品のガイダンスの適用範囲に含まれる負債であるため、預金の測定には金融商品のガイダンスにおける当初認識及び測定に係る要求事項が適用される。残余金額がある場合、当該金額は資金管理サービスに配分され、IFRS第15号に基づいて会計処理される。この例では、預金として受け取った全額が預金負債として認識されるため、資金管理サービスに配分される残余金額はゼロになる。

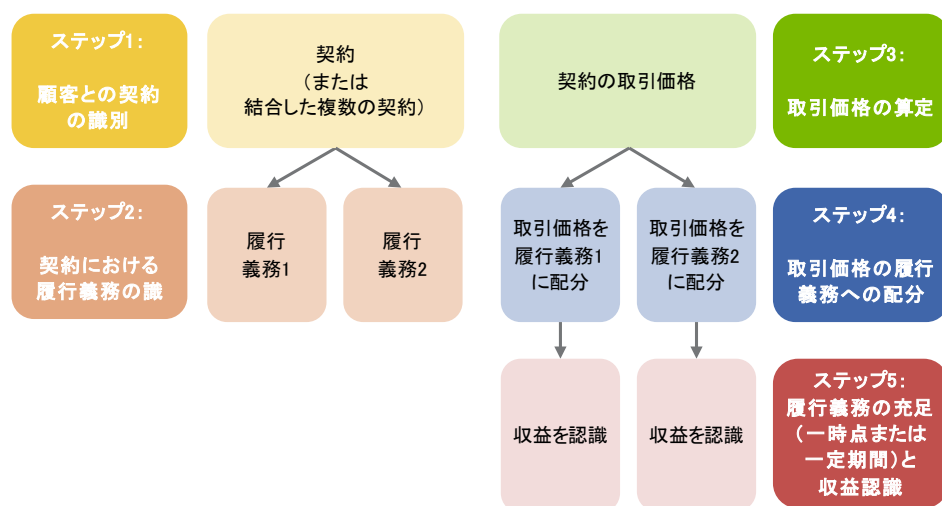
金融商品の実効金利の不可分な一部である手数料に関連して現在現IAS第18号「収益」に含まれているガイダンスは、IFRS第15号の公表に伴う他の基準書の改訂としてIAS第39号またはIFRS第9号に移動されており、IFRS第15号にはこのガイダンスは含まれていない。実効金利の不可分な一部ではない手数料は、IFRS第15号に基づいて会計処理される。これらには以下が含まれる。

- 貸付金の元利金徴収に対して課される手数料
- ローンコミットメントがIAS第39号またはIFRS第9号の適用範囲外であり、具体的な融資契約を締結される可能性が低い場合に、貸付金を組成するために受け取ったコミットメント・フィー
- 企業が融資のとりまとめを行い、融資パッケージのどの一部も自社では保有しない（または他の参加者と同様のリスクに対して同じ実効金利で一部を保持する）場合に受け取るローン・シンジケーション手数料

新しいモデルの概説

IFRS第15号は、収益認識の時期及び金額を決定するための5つのステップを導入している。このモデルは、企業が財またはサービスの支配を顧客に移転した時に（または移転するにつれて）、企業が受け取る権利を有すると見込む対価の金額で収益が認識されることを明確にしている。要件に合致するか否かにより、収益は以下のいずれかで認識される。

- 企業の義務の履行に見合う方法で、一定期間にわたり収益を認識する
- 財またはサービスに対する支配が顧客に移転した一時点で収益を認識する



また、IFRS第15号では、契約の獲得費用及び他の基準書の適用範囲に含まれない契約の履行のための費用を資産化する場合のガイダンスも提供している。

この後のセクションでは、影響を受ける可能性があるいくつかの事業や取引に焦点を当て、その影響を説明するための事例を提供している。最後に、5つのステップを銀行と保険会社間の一般的な代理契約に適用する設例を提供している。

投資運用業に対する潜在的な影響

変動手数料

投資運用部門やプライベート・エクイティ部門では、成功報酬やボーナス報酬を含む変動手数料の契約が一般的である。例えば、投資運用会社は、ある期間における観察可能な市場指数のリターンを超える投資ポートフォリオのリターンに基づいたインセンティブ運用報酬を対価として、資産運用サービスを顧客に対して提供することがある。

IFRS第15号は、取引価格に含まれる変動対価の金額の決定に関する特別なガイダンスを導入している。企業は、「期待値」または「最も発生可能性の高い金額」のいずれかで変動対価の金額を見積る。いずれの方法を採用するかは、企業が権利を得るであろう対価の額をより適切に表すと期待されるのはどちらの方法であるかによって決まる。ただし、この金額は収益認識額の「制限」の対象となり、収益の重大な戻入れがその後に生じない可能性が「非常に高い」限りにおいて取引価格に含まれる。この制限を適用するか否か、どの程度までこの制限を適用するかを評価するために、企業は判断が必要で、また、市場ボラティリティなどの外部要因の影響を考慮する必要がある。

IFRS第15号に含まれる設例²では、約束される対価は市場指数により変動し、したがって企業の影響が及ばない要因に多大な影響を受けるため、不確実性が解消されるまで投資運用会社は成果に基づくインセンティブ報酬を取引価格に含めることができないと結論づけている。更に、投資運用会社の過去の経験や過去の市場指数の成果は、将来の市場の成果を決める時の予測値とはなりえない。

しかしながら、この結論は、特定の事実及び状況次第で異なる可能性がある。資産運用会社は、不確実性が解消されるときに重大な収益の戻入れが生じない可能性が非常に高い場合には、不確実性が解消されるよりも前に成果に基づくインセンティブ報酬の一部を認識することを禁止されるわけではない。例えば、資産運用会社が、運用するファンドをマネー・マーケットに投資することにより契約期間の終了する前に成功報酬を確定し、契約期間が終了するまで運用するファンドをマネー・マーケットで保有し続ける意図がある場合、資産運用会社は契約期間が終了する前に成功報酬の一部を認識することができる可能性がある。

アップフロント・フィー

投資運用業界では、しばしば契約開始時またはその付近で、返還不要のアップフロント・フィーを受け取る。IFRS第15号の下では、企業は当該手数料が顧客に移転された特定の財またはサービスに関連する手数料か否かを検討する必要がある。特定の財またはサービスに関連する場合、対価は財またはサービスに配分され、それが移転された時、または移転されるにつれて、収益が認識される。例えば、アップフロント・フィーが契約期間中における貸金庫の使用に関連し、企業が貸金庫サービスを別個の履行義務であると判断する可能性がある。しかしながら、多くの場合、企業が契約を履行するために引き受ける必要がある行為に手数料が関連する可能性があるとしても、当該行為は約束された財またはサービスを顧客へ移転する結果にならない(例:企業のシステムに合わせて顧客をセットアップする行為)。むしろ手数料は、将来の財またはサービスに対する前払いであり、IFRS第15号のもとでは、収益はそれらの将来の財またはサービスが提供されたときに認識される。

また、提供されたサービスに対する手数料が顧客に請求されない場合もある。例えば、管理対象の顧客資産量が非常に多い場合、新しい顧客を引付けるマーケティング手法として、投資会社や銀行が特定のサービスを提供する可能性がある。このような場合、提供される無料サービスがIFRS第15号における履行義務の定義に合致するか否かを企業は評価しなければならない。企業がそのサービスは別個の履行義務であると結論づける場合、銀行が受け取る権利を有する対価の一部を当該サービスに配分する必要がある。

契約獲得費用－成功報酬

IFRS第15号は、契約獲得費用や契約履行費用の会計処理に関する特別なガイダンスを提供している。契約獲得のための追加コストは、企業が当該コストを回収できると見込む場合で償却期間が12ヶ月以上である場合に、資産計上することが要求される。これは、新たな契約が締結されるときに重要な手数料が(例:ブローカーまたは代理人に対して)しばしば支払われるため、特に投資運用業に関連する可能性がある。

資産化した費用は、その資産が関連する財またはサービスの移転パターンと整合するような規則的な方法で償却され、減損テストの対象となる。償却期間には予想される将来の契約期間(例:予想される契約更新期間)が含まれる可能性がある。企業は適切な償却方法及び償却期間を決定する際に判断を要するであろう。

消費者金融に対する潜在的な影響

付加的な財またはサービスに対する顧客オプション・クレジットカード・ロイヤリティ・プログラム

銀行は顧客に対して、付加的な財またはサービスを無料または割引で獲得するオプションや、カスタマー・ロイヤリティ・ポイントまたはその他の将来の財またはサービスに対する割引を提供することがある。IFRS第15号は、ロイヤリティ・プログラムの適用に関する特別なガイダンスを何ら提供していない。このようなプログラムでは、一般的に少なくとも3名の関係者（カード発行者、小売業者、最終顧客）が存在するため、複雑さが増す可能性がある。このため、クレジットカードのロイヤリティ・プログラムがカード発行者の履行義務を生じさせるか否かを決定するためには判断を要する。カード発行者の履行義務を生じさせる場合には、交換手数料の一部は関連するロイヤリティ・ポイントの独立販売価格に基づいて当該履行義務に配分され、履行時まで繰り延べる必要がある。

他の銀行部門に対する潜在的な影響

組み合わせ商品またはサービス

銀行はしばしば、顧客に対し、1つのパッケージまたは契約の中で異なるサービスを統合した商品（例：住宅ローンと失業補償保険、住宅ローンと市場分析や相談サービス等の不動産投資サービス）を提供することがある。

同様に、IPOプロセスに従事する投資銀行は、同じ契約の中で多くのサービスを提供する可能性がある。例えば、取引準備、引受け、売出し説明会の計画、及び他のマーケティング戦略支援である。

このような場合、銀行は、契約または契約の一部がIFRS第15号の適用範囲に含まれるか否かを最初に特定する必要がある。契約の全部または一部がIFRS第15号の適用範囲に含まれる場合、銀行は履行義務を識別し、独立販売価格の割合に応じてそれぞれの履行義務に、取引価格を配分する必要がある。IFRS第15号は独立販売価格の最善の証拠は観察可能な価格であるとしているが、直接的に観察できない場合に価格を見積る方法についてガイダンスを提供している。このような取引に取り組む銀行は、一般的に独立して販売されない財またはサービスの独立販売価格を見積るための適切な内部統制を含む新しい仕組みを構築する必要がある。

銀行での保険契約販売

以下の設例は収益を認識するためのIFRS第15号の5つのステップをどのように実際に適用するかを示している。

設例－5つのステップの適用

B銀行は、支店を通じて、X保険会社の代理で保険商品を顧客に対して販売している。B銀行とX保険会社間の取決めに基いて、B銀行は以下の3つのサービスを提供することを約束している。

- a. 新たな保険商品の契約時にX保険会社から支払われる固定報酬を対価とする、新規顧客の獲得
- b. 契約の更新または保険料の回収時にX保険会社から一定期間にわたり支払われる報酬を対価とする、継続年間保険料、更新保険料または一時払保険料等の回収
- c. 前払手数料を対価とする、顧客に対する相談サービス及び契約締結後サービスの提供。ただし、前払手数料は、契約または法律により顧客が請求する権利を有する保険料の返還に基づいて、B銀行が一部をX保険会社へ返金しなければならない可能性がある。

ステップ1

ステップ1で、B銀行は、以下に基づいて、X保険会社との取り決めにより法的強制力のある権利及び義務が生じると判断する。

- 両当事者は文書、口頭または企業のビジネス慣行により、契約を承認している。
- 財またはサービスに対する権利及び支払条件が契約書において特定されている。
- 契約に経済的実質がある。
- X保険会社から対価を回収する可能性が高い。

ステップ2

B銀行は、X保険会社との契約において約束されたサービスを評価し、履行義務を識別する。ここでは、移転すると約束されたサービスが別個に識別できるか否かを評価することが要求される。この設例では、X保険会社は、B銀行によって提供されるそれぞれのサービスから便益を得ることができるため、それらは別個の履行義務であることを示唆している。しかしながら、IFRS第15号は満たさなければならない2つ目の要件を設けており、B銀行がそれぞれのサービスを移転する約束が、他の約束されたサービスから識別可能でなければならない。特定の事実及び状況により、例えば、サービス(b)と(c)は、程度の差はあるが相互に関連する可能性があり、(b)と(c)は1つの履行義務を構成すると結論づけられる可能性がある。

この設例では、B銀行は2つの履行義務があると結論づけると想定する。サービス(a)は区分可能な履行義務(すなわち、新規顧客の獲得とサービス)として識別される。サービス(b)と(c)は、X保険会社が契約した結合されたサービス(すなわち、銀行が提供可能な顧客に対する継続的なサービス)であるため、統合された1つの履行義務となる。

ステップ3

この設例では、ステップ3は、特にサービス(c)を評価する場合に、重要なステップとなる。取引価格は、B銀行がX保険会社に移転するサービスと引き換えに、B銀行が受け取る権利を有すると予想される対価の金額である。対価の金額を決定する際、B銀行は顧客から請求され保険料の返金が発生する可能性がある収益の戻入りの可能性及び金額を検討しなければならない。特定の事実及び状況により、この見積りにはより多くの(またはより少ない)判断及び複雑性(例:解約保険料の金額を見積るということは顧客の行動様式を見積ることを意味する)、並びに異なる見積り方法(すなわち、期待値または最も発生の可能性が高い金額)が要求される。この見積りに基づいて、収益認識の制限を限度として収益が認識されることになり、契約に基づく権利と義務がどのくらい残っているかにより、純額の契約資産または契約負債が計上される。

ステップ4

取引価格が決定されると、当該取引価格は独立販売価格に基づいて契約上の履行義務に配分される。

ステップ5

B銀行は、サービスがX保険会社へ提供されるとき、または提供されるにつれて、収益を認識することになる。この設例では、サービス(a)については、X保険会社は顧客が新しい契約を締結したときにだけサービスによる便益を受けるため、一時点で充足される。すなわち、X保険会社は履行義務が充足されたときにだけ、B銀行によるサービスの便益を享受する。しかしながら、サービス(b)と(c)については、B銀行が既存顧客へ提供するサービスによる便益をX保険会社は享受すると同時に消費するため、一定期間にわたり充足される。

仮に、B銀行とX保険会社が同じグループに属している場合は？

仮に、保険会社と銀行が同じグループに属している場合には、これらのサービスは同一グ

ループ内で提供されるため、IFRS第15号の適用が連結プロセスに影響を与える可能性があることに留意する必要がある。例えば、サービス(a)について評価する際に、X保険会社はB銀行へ支払われる手数料を新契約費として資産化するが、一方でB銀行は支払われたときに収益として手数料を認識することになる。これにより連結調整項目が生じ、プロセス及び方針を更新する必要が生じることになる。

新しい開示要求

IFRS第15号では、銀行は現在要求される開示に比べて、顧客との契約に関するより多くの情報を開示する必要がある。これには収益に関する細分化された情報や報告日において残存する履行義務についての情報が含まれる。

IFRS第15号には、最低限開示すべき細分化されたカテゴリーの数に関する規定はないが、銀行は収益及びキャッシュフローの性質、金額、時期及び不確実性に影響する経済的要因を描写するためにどのカテゴリーが必要とされるかについて検討する必要がある。新しい開示要求は、銀行に重要な影響を与える可能性が高い。

銀行は、新しい開示目的を達成するために要求される詳細さの程度を検討する必要がある。特定の事実及び状況によっては、これには銀行のビジネスモデルをより詳細に説明することが含まれる可能性がある。ただし、期中報告期間については収益の内訳を開示することのみが要求され、他の開示が必要か否かについては、IAS第34号「期中財務報告」に従って判断する。

その他の予想される結果

全般的な低金利環境を原因として(いくつかの国では、他の国々よりも大きな影響を与えているが)、銀行が近年直面している利ざや縮小により、銀行の収益に占める他の収益源の重要性が増大することとなり、多くの大手銀行が統合的なサービスの提供を増加させている。多くの銀行の販売チャネルは、金融サービスだけを販売するわけではなく、商品も販売するために非常によく使われている(例:携帯電話や他の電子ツール)。その上、多くの銀行グループは銀行ビジネスを運営するために不可欠な巨大なITサービス・プロバイダを所有している。これらITサービス・プロバイダはしばしば、ITアプリケーションを開発し、グループ内外に対して様々なサービスを提供している。このようなタイプのビジネスは、IFRS第15号により非常に重要な影響を受ける可能性が高い。

銀行はまた、IFRS第15号への移行を計画する際、彼らのビジネスのこのような側面を評価する必要がある。

日本の金融機関におけるIFRS適用上の影響

日本の金融機関がIFRSを適用する場合には、実効金利の不可欠な一部である手数料(と、実効金利の不可欠な一部ではない手数料を峻別し、前者は実効金利法により満期までの期間にわたって収益認識され、後者に対しては上述のIFRS第15号が適用される。このため、手数料収入と金利収入が、日本基準で認識される場合とは異なる金額で認識されることになる。また、近年の保険商品の銀行窓販やシンジケーションローンの組成等により多額の収益を得ている場合があるため、それらの契約内容に基づいた適正な収益認識が可能な体制が構築できているかを注意深く検討する必要がある。

Contacts

金融事業部

大川 圭美

T: 03-3548-5102

E: tamami.okawa@jp.kpmg.com

間瀬 友未

T: 03-3548-5102

E: tomomi.mase@jp.kpmg.com

飯塚 勇仁

T: 03-3548-5102

E: yuji.iizuka@jp.kpmg.com

藤原 初美

T: 03-3548-5102

E: hatsumi.fujiwara@jp.kpmg.com

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

ファイナンシャルサービス本部

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

このニュースレターは、KPMG IFRG Limitedが2014年10月に発行した「THE BANK STATEMENT Q3 2014 NEWSLETTER」の一部を抜粋して翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

www.kpmg.com/jp/ifrs

IFRS実務トピック～銀行業～ニュースレターは、銀行業に関連するIFRS及び規制関連の情報を提供しています。

このニュースレターにおいて解説された内容に関し、追加的な情報をお求めの方は、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡ください。